

平成29年度 第3回 周南市地域自立支援協議会

日 時：平成30年1月9日（火）15時00分～
場 所：周南市文化会館 地下展示室

定例協議会 次第

1. 議 事

- ・第5期周南市障害福祉計画・第1期周南市障害児福祉計画の策定について

2. その他

3. 第4回周南市地域自立支援協議会の開催について

- ・平成30年3月の開催を予定しています。

第5期周南市障害福祉計画・第1期周南市障害児福祉計画についての周南市地域自立支援協議会 定例協議会委員意見(12月送付分素案)

	該当箇所	意見趣旨	市の考え方・修正案
1	第1章 1策定の趣旨 P5	『障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害者の権利を守る社会の仕組みづくりや、生活の質の向上のために必要な支援が身近な地域で提供されることが保障されなければなりません。』の箇所については、「障害が「ある」「ない」に関わらず…人としての権利を守る…」に表記を変更してはどうか。	本計画は、障害のある人(児)が地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標、必要な量の見込みについてを示すものであるため、 <u>対象者を明確にする必要があることから、素案のとおり記述としたい。</u>
2	第2章 1障害者の現状 P9～20	「重度重複障害者」の状況・数値がない。全国的にも課題として取り上げられている事案である。対象者が少数であっても、情報提供すべきではないか。	重複障害については、周南市障害者計画において人数を示していますが、 <u>本計画では記載しないこととしたい。</u> ・ <u>重度重複障害者の明確な定義がない。</u> ・ <u>重度重複障害者へのサービス等の必要量の見込みに関しては、本計画に包含されており、基本的な考え方や目標達成のための取組を通じた支援を行います。</u>
3	第3章 1計画の基本的考え方 (1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 P21	『障害者が適切に情報を得て、自分の想いを表現できるよう支援されることが必要です。』の箇所については、「障害者が個人(他者)からの情報を把握し、本人からの情報に応じた支援に努める…」などの障害者の視点での具体的な表記の方が良いのではないか。	当該箇所は、指針に基づき本計画の基本的考え方を示す章となっていることから、 <u>具体例は記述せず「基本的な考え方」について、素案のとおり記述することとしたい。</u>
4	第3章 1計画の基本的考え方 (4)地域共生社会の実現に向けた取組 P21	地域との関わりが希薄になりがちな現状の中で、近隣住民による支援の仕組みの構築や行政が関与した支援施設などの取組を表記してはどうか。	当該箇所は、指針に基づき本計画の基本的考え方を示す章となっていることから、 <u>具体例は記述せず「基本的な考え方」について、素案のとおり記述することとしたい。</u> 地域共生社会に関連した取組については、P24以降の第4章「成果目標と達成のための取組」において記述しています。
5	第3章 1計画の基本的な考え方 (4)地域共生社会の実現に向けた取組 P21	『地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく…サービスの確保に努めます。』の記述は、抽象的な表現のように思う。将来への道筋がある程度述べないと、願望だけになりはしないか。	当該箇所は、指針に基づき本計画の基本的考え方を示す章となっていることから、 <u>具体例は記述せず「基本的な考え方」について、素案のとおり記述することとしたい。</u>
6	第3章 2障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 P22	障害者の地域生活を支援するために、P22に以下のような事の記述をいれてはどうか。 ・地区社協を中心にして、患者団体、当事者団体、家族会、福祉委員、民生委員、福祉ボランティア団体などの関係者が連携して、障害者の地域生活を支援する仕組みづくりを促す取組が必要ではないか。 ・有給の職員だけでは、計画達成は不可能。ボランティアが増えないと地域での受入も上手くいかず、地域生活移行が円滑に進まない。ボランティアを組織化し、活動の質と幅を広げるようなバックアップの仕組みが必要ではないか。	当該箇所は、指針に基づき本計画の基本的考え方を示す章となっていることから、 <u>具体例は記述せず「基本的な考え方」について、素案のとおり記述することとしたい。</u> →障害者福祉においても、地域包括ケアシステムの考え方を取り入れた支援体制の構築について検討してまいります。

	該当箇所	意見趣旨	市の考え方・修正案
7	第3章 2福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (2)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 P22	①「地域生活支援拠点」が何であるのか、イメージできないのではないかと、「語句の説明」に記載してはどうか。 ②「地域生活支援拠点の整備について検討します」は「…整備を行います」との記載にはならないのか。	①別紙案のとおり、語句の説明に記載したい。 ②以下により、素案のとおり記述としたい。 地域生活支援拠点等の設置に関しては、面的整備などの整備手法、相談機能、緊急時対応などの整備すべき機能、中心となる実施事業者の調整など、協議すべき事項が多くあることから、本計画期間内においては「協議の場を設置」し、本市での在り方について、検討していくこととしたい。(関連箇所:P25 3地域生活支援拠点等の整備)
8	第3章 2福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 (3)福祉施設から一般就労への移行等の推進 P22	『…一般就労後の定着について、事業所、関係機関などと連携し支援の充実を図ります。』となっているが、定着支援については「企業の理解と協力」「就労移行支援事業所の支援」が必須であるため、「…一般就労後の定着について、就労移行支援事業所、関係機関などと連携し支援の充実を図ります。」としてはどうか。	当該箇所を『…一般就労後の定着について、企業への理解と協力を求めるとともに、事業所、関係機関などと連携し支援の充実を図ります。』に修正したい。 →一般就労後の定着は、就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援事業所や自立訓練事業所等の関係する事業所も支援を行う場合があるため、「事業所」と記述したい。
9	第3章 3相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 (3)周南市地域自立支援協議会の活用 P23	周南市地域自立支援協議会が設置されて10年以上経過しているため、『…相談支援体制の構築を図ります。』は、『…相談支援体制の充実に努めます。』としてはどうか。	当該箇所を、『…相談支援体制の充実に努めます。』の記述に修正したい。
10	第3章 4障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 (2)保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 P23	『…支援が円滑に引き継がれるよう、…。』の後に、「個別の移行支援計画を作成する等」を加えてはどうか。	当該箇所は、指針に基づき本計画の基本的考え方を示す章となっていることから、具体例は記述せず「基本的な考え方」について、素案のとおり記述することとしたい。
11	第4章 1福祉施設入所者の地域生活への移行 P24	全ての障害者が地域移行するかのよう解釈されやすい。もっと、個々の事情に応じた支援体制や資金援助に関する計画が必要ではないか。	当該箇所は施設入所者の人数や現況等に基づき、数値目標と取組を示すものであるため、素案のとおり記述としたい。 市による資金援助に関する計画はありませんが、個々の事情に応じた支援体制は、本計画でのサービス提供体制の確保や取組を通じて充実を図ります。
12	第4章 2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1)保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 P25	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、『…今計画期間内に、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を進め、…』となっているが、協議の場は早期に設置し、具体的なノウハウの蓄積に取り組んでいただきたい。	本計画期間内に「協議の場」を設置できるよう努め、周南市の実情に応じた在り方を協議、検討出来る体制づくりを図ります。 以上により、素案のとおり記述としたい。

	該当箇所	意見趣旨	市の考え方・修正案
13	第4章 4福祉施設の利用者の一般就労への移行 P26	『公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、その他関係機関と連携・協力しながら目標達成に努めます。』は、「公共職業安定所、企業、就労移行支援事業所、その他関係機関と連携・協力しながら目標達成に努めます。」とすべきではないか。	当該箇所を、「 <u>公共職業安定所、企業、障害者就業・生活支援センター、事業所及びその他関係機関と連携・協力しながら目標達成に努めます。</u> 」に修正したい。 →一般就労後の定着は、就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援事業所や自立訓練事業所等の関係する事業所も支援を行う場合があるため、「事業所」と記述します。
14	第6章 1障害児通所等支援 (3)今後の方策 P36	『障害児の支援は、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を…』となっているが、「障害児の支援は、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降まで一貫した効果的な支援を…」とすべきではないか。	当該箇所は障害児についてを示すものであるため、 <u>素案のとおり</u> の記述としたい。 ただし、障害児の学校卒業以降の支援も重要であることから、P37(3)今後の方策において、『 <u>児童期は、入学、卒業、など生活場面の変化が大きい時期です。乳幼児期から学校卒業後まで、ライフステージに応じた支援が…</u> 』へ修正したい。
15	第7章 5成年後見制度法人後見支援事業 P41	本事業の第5期見込量において、実施の有無が「無」になっているにも関わらず、「…適切に成年後見制度を利用できるよう取組みます。」となっているのは矛盾するのではないか。	地域生活支援事業としての法人後見支援事業は実施していませんが、本市では社会福祉協議会が法人後見業務を行っています。市は社協と協力して法人後見の活用を進めていますので、 <u>素案のとおり</u> 記述することとしたい。
16	第7章 10地域活動支援センター P44	(2)第5期の見込量中の「Ⅱ型」は、平成30年度から設置があるのであれば、実施箇所数は平成30年度以降、「1」から「2」となるのではないか。	平成30年度の設置状況は以下のとおりとなるため、 <u>素案のとおり</u> の記載としたい。 ・Ⅰ型 1箇所 変更なし ・Ⅱ型 1箇所 1増(0→1へ) →P45の10地域活動支援センター(1)第4期の実績に記載している「その他」が、平成30年度から「Ⅱ型」に移行します。 ・Ⅲ型 1箇所 1減(2→1へ) →同じく第4期の実績に記載している「Ⅲ型」が、平成30年度から「就労継続支援B型事業所」に移行します。
17	自由意見	「障害者の居場所づくりの支援」を記載してはどうか →地域社会で誰もが普通のことを普通にでき、安心して暮らせる地域社会への取組を取り上げるべき。チャレンジ・クラブなどの、新たな居場所づくりを進める。	本計画は、第1章の3(1)障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要な量の見込みについて定める事を目的とするものであるため、 <u>その他個別の事業に対する記載はしないこと</u> としたい。 →「障害者の居場所づくりの支援」、「世代間の交流の場づくり」、「障害者及びその家族と障害者団体・関係機関との交流の場の設置」については、地域生活支援事業の活用や周南市地域自立支援協議会での地域課題等の協議を通じて、検討していきたい。
	自由意見	「世代間の交流の場づくり」を記載してはどうか →障害者・老人・子ども・ボランティアによる支援の場づくりが必要。色々な人が集い交流できる場があることによって、「家庭」「学校」ではない第3の居場所をイメージ	
	自由意見	「障害者及びその家族と障害者団体・関係機関との交流の場の設置」を記載してはどうか →障害者及びその家族と障害者団体・関係機関との連携を深め、その経験を生かせる場づくりの設置	

	該当箇所	意見趣旨	市の考え方・修正案
18	自由意見	「重複障害者への専門家によるコーディネーターの配置」を記載してはどうか →医療・教育・事業所職員などが、講習会・研修会等に参加し、知識の養成の場を作る	重複障害者への専門家によるコーディネーターの配置は検討していないため、 <u>素案への記述は行わないものとする</u> 。 →サービス提供体制の確保や相談支援の提供体制の確保(P22)に関する取組や各種研修を通じたスキルアップを推進することで、重複障害者への支援が充実するよう努めます。
19	自由意見	障害者が地域で安心して暮らせる、地域共生社会への取組の先駆的事業として、「周南市福祉のまちづくり推進協議会」を設置して、各分野の関係者の協議の場と市民が参加することで、ひとり一人が関わることができる事業を展開することとしてはどうか。	「周南市福祉のまちづくり推進協議会」の設置は、検討していないため、 <u>素案への記述は行わないものとする</u> 。 →本計画及び周南市障害者計画は、策定にあたって周南市地域自立支援協議会での協議をいただいております。 「周南市地域福祉計画」の策定にあたっては、「周南市地域福祉計画策定委員会」で協議をいただいております。 市ではこれらの仕組みを活用して協議を進めます。
20	自由意見	本計画では「サービス提供体制」の整備が特に重要である。サービスの提供とは、「サービスの実施とこれに携わる人的数値」であり、質と量が大事であると考え。 計画においては、人的資源である市の福祉職員数、各サービスに携わる人員や有資格者の人数などある程度把握し、どのくらいの増員が必要であるかを数値化するべきではないだろうか。	サービスに携わる人員数等の記載については、以下により <u>素案への記述は行わないものとする</u> 。 ・この計画での「サービス提供体制の整備」とは、必要なサービス量を見込み、広くお示しすることにより必要量を確保していくものです。 サービス提供事業所は、法定の人員基準による人員配置を行い事業をすることから、具体的な数値に関しては目標とし難しいので記述しません。
21	自由意見	「ひきこもり」に関する現状や対策を、計画に記載してはどうか。 市の他の計画に記載されているのであれば、それでも良い。	ひきこもりに関しては、 <u>障害児・者にのみ生じる状況ではないため、本計画には記載いたしません</u> 。 現在のところ、周南市地域福祉計画などの他の計画にも記載はありません 市ではひきこもりに対する相談は、地域福祉課が窓口となっております。